連合長崎２０１５年度政策・制度に関する要求

回　答　書

平成２７年１１月２６日

長　崎　県

連合長崎　2015年度政策制度要求に係る回答部署一覧　　11月19日

要　求　項　目	関係課・室
.1. 総合生活・産業政策	
①公契約条例の制定と研究会の検証結果と評価	雇用労働政策課
.2. 雇用労働政策	
①ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた労働時間の短縮	雇用労働政策課
②重要労働関係法（労働契約法・高年齢雇用安定法・労働者派遣法）の改正内容の周知徹底と働きやすい職場環境づくり	雇用労働政策課
③最低限の生活を保障できる最低賃金の水準改善	雇用労働政策課
④全ての若年者に対して「働きがいのある良質の雇用の場」を創出する就業支援の充実・強化	企業立地課・雇用労働政策課
⑤安定した雇用の確保するための具体的な支援策を講ずること。公務職場で任用されている臨時職員・非常勤職員の殊遇改善と雇用の安定	雇用労働政策課・人事課・市町村課
3. 中小企業政策	
①中小企業勤労者サービスセンターの広域化及び改革の推進	雇用労働政策課
②人材確保・育成のための中小企業に対する実効性のある総合的な施策の構築	雇用労働政策課
③高齢者雇用実現のための助成金制度の充実・継続	雇用労働政策課
④職業能力開発における企業間格差・地域間格差の是正	雇用労働政策課
⑤ものづくり産業に対する支援措置の拡充	雇用労働政策課
⑥中退共への加入促進と勤労者財形制度の普及・啓発	雇用労働政策課・監理課
4. 都市計画・住宅政策	
①自然災害に強い長崎県づくりの推進	
ⅰ 行政・民間事業者・労働組合等による広域的な地域共助の推進	危機管理課
ⅱ 防災意識の向上や危険地域の周知徹底	危機管理課・義務教育課
ⅲライフラインの安全・安心の担保と公共施設の耐震補強や老巧化対策の完成	教育環境整備課
②災害発生時の情報の迅速かつ正確な情報伝達	危機管理課
5. 産業政策	
①次世代自動車充電インフラ整備の促進及び水素を利用した燃料電池車の取組の検討・推進	グリーンニューディール推進室
6. 福祉・社会保障政策	
①離島・僻地地区の医療救急体制の確保・整備及び医療従事者の労働環境改善と人材の治確保	医療人材対策室
②地域包括ケアシステム構築のための関係機関の連携強化	長寿社会課

連合長崎　2015年度政策制度要求に係る回答部署一覧　　11月19日

	要　求　項　目	関係課・室
	③生活困窮者自立支援法に基づく体制の整備及び市町への支援等	福祉保健課
	④子ども・子育て支援事業計画による具体的な子育て支援の推進と放課後児童クラブ従事者の労働条件の確保と環境改善の推進	こども未来課
	⑤自殺者対策の自殺防止計画の策定、遺族等への支援の充実	障害福祉課
7. 教育政策		
	①中等教育（高等学校・中学校）の場で労働組合役員等による労働教育の実施及び指導者養成講座の開設	義務教育課・高校教育課
	②教職員の超過勤務縮減	
	ｉノー部活デーの実施	体育保険課
	ii 定時退勤日の完全実施	義務教育課
	iii 悉皆事業の見直し	総務課
	③県子ども貧困対策計画の実施及び公的奨学金制度の充実	教育環境整備課・こども家庭課
8. 男女平等政策		
	①ワークライフバランスの実現に向けた具体的な施策の推進	男女共同参画室・こども未来課・監理課
9. 経済政策		
	①2016年の個人番号利用開始を見据えた税務行政体制の整備や担当職員の育成	税務課
10. 政治政策		
	①投票率アップのための政策の展開及び市町への要請	市町村課
11. 消費者生活		
	①地方消費者行政の更なる充実・強化	食品安全・消費生活課
12. 食料政策・農林政策		
	①食品の安全・安心確保に向けた対策	
	ｉ地産地消の県民運動の推進と県産食品の消費拡大の推進	物産ブランド推進室
	ii 食料廃棄の削減	食品安全・消費生活課
	②県食品の安全・安全条例の具体的な施策の推進及び体制の整備	食品安全・消費生活課
13. 情報・通信政策		

連合長崎　2015年度政策制度要求に係る回答部署一覧　　11月19日

	要　求　項　目	関係課・室
	①デジタルデバイド（情報格差）の解消に向けた取組の促進	情報政策課
	②長崎空港等へのSIMカード販売店の設置	観光振興課
14．環境・エネルギー政策		
	①長崎県地球温暖化対策実行計画に掲げる目標達成のための周知、指導、具体的な支援	未来環境推進課
	②長崎県再生可エネルギー導入促進ビジョンに添っての積極的な取り組み	グリーンニューディール推進室
	エネルギー・環境政策に関する教育の取り組み	義務教育課
15．交通・運輸		
	①交通事故及び道路渋滞緩和対策（信号機・バス専用通行帯、ノーマイカディー・パークアンドライド）	県警交通規制課、指導課・未来環境推進課
	②バス路線等の維持	新幹線・総合交通対策課
	③地域公共交通への適正な参入規制	新幹線・総合交通対策課
	④新規課切事業者への点呼・アルコールチェック等の監視体制の強化	新幹線・総合交通対策課
	⑤大村インターチェンジの高速バス停留所への送迎ベイ設置等	道路建設課
	⑥タクシー減車数、減車率、昨年比率	新幹線・総合交通対策課
	⑦タクシー乗務員における累進歩合制の完全廃止と不当な労働者負担に対する監視の強化	新幹線・総合交通対策課
	⑧「地域福祉有償運送」と「運転代行業務」への指導の強化と摘発強化	県警交通企画課
	⑨タクシー駐車ベイ・トラック駐車ベイの増設	県警交通規制課・道路維持課
	⑩長崎空港のタクシー迎車スペース確保	新幹線・総合交通対策課
	⑪交通運輸産業の人材不足への対応	新幹線・総合交通対策課・教育庁・学事振興課
	⑫自動車運送事業者の違法行為の取締りの強化	雇用労働政策課
	⑬自動車運送業者への監視体制の強化	新幹線・総合交通対策課
	⑭県所有の有料道路の無料化及び料金の引き下げ	道路建設課
16．人権政策・地域政策		
	①市町に対する戸籍・住民票の本人通知制度創設要請	市町村課・人権同和対策課
17．地域政策		
	①Uターン者対策としての住居対策等	地域づくり推進課・住宅課

連合長崎　2015年度政策制度要求に係る回答部署一覧　　11月19日

	要　求　項　目	関係課・室
	②長崎県独自の離島航路・航空路対策	新幹線・総合交通対策課
	③離島活性化交付金の拡充	地域づくり推進課
	④燃油の地域間格差解消のための国への要請と県独自の対策	県民協働課・農産園芸課・漁政課・地域づくり推進課・新幹線・総合政策課・産業政策課
	⑤「まち・ひと・しごと創生法」に基づく「市町版総合戦略」の策定指導	政策企画課
18.核兵器廃絶への取り組み		
	①核兵器廃絶に向けた取り組みの強化	国際課

連合長崎「２０１５年度政策制度」に関する要求書（回答）

No.1

要　求　事　項	回　　答
1　総合生活・産業政策（公契約条例） ①　住民が安心して暮らすことができる公共サービスの質の確保と、長崎県が行う契約のもとで働く労働者の公正な労働条件確保のため、「公契約条例」の制定へ向け取り組むこと。 　また、昨年の回答において、「庁内関係課で設置した『労働条件の確保に関する研究会』で検証等を行ってきている」との回答であったが、研究会の検証結果・評価について示すこと。 　都道府県で初となる「公契約条例」が長野県で制定され、その後、奈良県・岐阜県でも条例が制定されている。「公契約条例」を導入すれば、労働者だけではなく、経営者にもメリットがあることを周知し、労働者・経営者・市民の声を取り入れ、長崎県としても、公契約条例の制定に向けて取り組みを進めるよう強く求める。	○　公契約条例制定に関しては、庁内関係課で設置した「労働条件の確保に関する研究会」で国や都道府県、先進地の動向や条例制定の状況把握、関係法令との整合性の検証等を行なってきた。 　本研究会においては、公契約に従事する労働者の労働条件の確保は重要な課題であると認識しているが、本県では総合評価方式の評価等において、労務賃金の確保につながる取り組みもおこなっている。公契約には、様々な課題があり、現時点では条例制定の環境になく、当面、国等の動向を見守っていくこととする、という結論に至っている。 （雇用労働政策課）

連合長崎「２０１５年度政策制度」に関する要求書（回答）

No.2

要　求　事　項	回　　答
２　雇用・労働政策 ①　ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、労働時間短縮に向けた施策の推進を図ること。 　長崎県の年間総実労働時間は、全国でも上位にある。長時間労働の改善は、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など、様々な活動の時間を確保し、仕事と生活の調和のとれた働き方を実現する観点はもとより、人材の県外流出防止という長崎県の最重要課題に対応し、県内に魅力あふれる職場を作り出していく観点からも極めて重要と考える。 　また、国は、平成27(2015)年3月に新たな「少子化社会対策大綱」を決定し、男性に対し今後5年間で、現行2%の育児休業取得率を13%に、妻が出産した直後の休暇取得率を8割に等の目標を打ち出し、男性の育児休業取得率や家事などの時間を大幅に増やす目標を掲げている。連合長崎傘下の組合には、すでに配偶者出産休暇5日間の制度が整備されている組合もある。 　女性の活躍を推進し、少子化に歯止めをかけるには、男性の家事や育児への参加が不可欠という視点での判断である。こうした時間の確保のため、関係団体との連携強化を図ることで施策の推進に努めること。	○　県においては、ワーク・ライフ・バランスの推進を図り、若者、女性、高齢者等の誰もが働きやすい職場環境を整備するために、職場環境づくりアドバイザーの派遣や労働セミナー、就業規則作成研修会の開催などに取り組んでいるところである。 　また、平成２７年３月、労使団体、労働局、県で構成する７者が主催となり、年次有給休暇を取得しやすい環境を整えるための意識啓発を目的に、ワーク・ライフ・バランスセミナーを開催したところであり、本年度以降についても、労働局と連携しながら、７者による活動を継続していく。 （雇用労働政策課）
②　重要労働関係法（労働契約法・高年齢者雇用安定法・労働者派遣法）の改正内容を、広く県民に周知するとともに、働きやすい職場環境づくりで離職防止や生産人口の県外流出防止のための施策を講じること。 　平成24(2012)年の通常国会において	○　重要な労働関係法令に係る改正内容については、本課広報誌「労政ながさき」への掲載や中小企業事業主を対象とした労使セミナーや就業規則作成研修会を開催し周知・啓発を行っている。 　さらに、「職場環境づくりアドバイザー」

連合長崎「２０１５年度政策制度」に関する要求書（回答）

No.3

要　求　事　項	回　　答
労働関係法の改正として改正労働者派遣法に加え、有期労働契約に関わる改正労働契約法や改正高年齢者雇用安定法が成立した。 平成 27(2015)年 10 月からは、違法な労働派遣があれば、派遣先に直接雇用される労働契約申し込み『みなし制度』が始まる。これらの改正法は、非正規労働者の雇用の安定や処遇の改善、希望者全員について 65 歳までの雇用確保措置を義務付けるなど、いずれも労働者保護に資する重要な内容が盛り込まれたものである。 労働行政を推進する立場から法改正の内容の周知と徹底を広く県民に促すよう施策を講じること。	を直接企業に派遣し職場環境改善の支援を行っている。 また、長崎市と佐世保市に設置している労働相談情報センターにおいても、労働相談を通じて労使双方に改正内容の周知を行っている。 （雇用労働政策課）
③　最低限の生活を保障できる最低賃金の水準改善を図ること 長崎県の最低賃金額は現行時間額 677 円、10 月からは 17 円引き上げにより 694 円となる。中央審議会で示された目安を 1 円上回る引き上げ金額となり、この間長崎県としても、県民所得向上に向け、長崎県最低賃金審議会等へ、意見書を提出するなどご尽力いただいたことについて、感謝申し上げる。 しかし、依然として全国最下位クラスの金額であり、この最低賃金では法に定める「労働者が健康的で文化的な生活を営む」ことを保障するには到底至らない。最低賃金の引き上げは、県民所得向上に大きな役割を果たすと考えることから、引き続き長崎県として、最大限の取り組みを行っていただくよう要請する。	○　地域別最低賃金は、最低賃金法に基づき、都道府県労働局長が定めることとなっている。 しかしながら、県は、県民所得向上対策に取り組んでいるところであり、県民所得の向上を進めることを通じて賃金水準が上がり、雇用環境の改善につながることから、本年も長崎県最低賃金審議会に「県民所得向上対策」についての意見を提出し、最低賃金改正に向けて十分な議論を尽くしていただくことをお願いした。 なお、平成２７年の最低賃金は、同審議会の答申を受け 694 円（+17 円）と、昨年に続いて大幅な改定になっている。 （雇用労働政策課）

連合長崎「２０１５年度政策制度」に関する要求書（回答）

No.4

要　求　事　項	回　　答
④　すべての若年者に対して「働きがいのある良質な雇用の場」を創出するよう、さらなる就業支援の充実・強化を図ること。 　すべての若年者への良質な就業機会の実現に向けては、企業と学生のミスマッチ解消策や就労後も長く働き続けられる環境を整備するなど、新卒・若年者の雇用対策を強化する必要がある。 　長崎県に於いては、新規・若年者の県外流出防止策として、いくつか取り組まれていると認識しているところであるが、県外への人口の流出にともなう就業者の減少には歯止めがかからない状況である。 　新卒就業者の 3 年間での離職率は、まだまだ全国的にも高い水準にあり、長崎県内においても例外ではない状況である。そのため、引き続き学校や企業等と連携し、インターンシップ等の周知等、新卒・若年者の就業支援について充実・強化を要請する。 　また、全国的にも問題となっているブラック企業問題等についても、関係機関と連携を図り、指導等を要請する。	○　良質な雇用の場の創出については、産業振興財団や市町と連携しながら、県外企業の誘致に積極的に取り組んでおり、立地企業に対しては、正規社員としての雇用を強くお願いしているところである。 　今後とも県内就職の場を確保するために、企業誘致に取り組んでまいりたい。 （企業立地課） ○　若年者に対する就業支援については、フレッシュワークや「ながさき若者・女性・高齢者就職応援団」による就業支援のほか、新卒者の県内就職の取組として、経済団体に対する早期求人提出・魅力ある職場づくりの要請を行うほか、高校の進路指導者と企業の採用担当者との情報交換の場として名刺交換会、合同企業面談会などの取り組みを行なっている。 　また、若年者の職場定着を促進するため、フレッシュワークに「若者交流広場社会人キャンパスｉｎフレッシュワーク」を開設し、若年者の早期離職を防止するための支援を実施している。 今後とも、新卒者、若年者の県内就職、職場定着を図るため、就業支援の充実・強化を図っていく。 　労働者の職場環境整備については、現在、若者、女性、高齢者等の誰もが働きやすい職場環境を整備することを目的に、ワーク・ライフ・バランスの推進等を働きかける「職場環境づくりアドバイザー派遣事業」や「労働セミナーの開催」等を行っているが、今後とも労働者が働きやすい職場環境づくりを充実させていく （雇用労働政策課）

連合長崎「２０１５年度政策制度」に関する要求書（回答）

No.5

要　求　事　項	回　　答
⑤　安定した良質な雇用の確保に向けた具体的な対策を講じること。また平成27(2015)年4月に施行された改正パートタイム労働法に基づき短時間労働者の公正な処遇を確保するとともに、法の適用が及ばない公務職場に雇用（任用）されている臨時・非常勤等職員の労働条件に関しても、パートタイム労働法の趣旨を踏まえて、賃金・待遇を改善すること。 　いかにも有効求人倍率が上昇し、景景気が回復したかのような報道等がされるが、その有効求人倍率を押し上げている内容は非正規雇用が中心であり、格差社会が広がる要因となっている。平成27（2015）年3月の正社員有効求人倍率は、長崎県においては0.60となっており、昨年度と比較し増加したものの、依然低い水準となっている。 　東京都においては、「正規雇用転換促進助成金」として、国のキャリアアップ助成金に上乗せして一人当たり最大50 万円を助成する制度を導入している。長崎県としても安定した雇用を確保するため、採用における正規雇用の向上、非正規社員から正社員化といった企業の取り組みをサポートする具体的な支援策を講じること。 　また、公務職場でも非正規職員が増加し、全国では自治体職員の 3 人に 1 人が臨時・非常勤等職員であるという実態が明らかになっている。「官製ワーキングプア」という言葉がある通り、その賃金・労働条件は正規職員とは程遠い状況である。さらに、公務職場で働く臨時・非常勤職員にはパートタイム労働法の適用がないため、不当な扱いをされることも少なくない。質の高	○　本年４月１日から施行された改正パートタイム労働法に基づく短時間労働者の公正な処遇を確保するため、長崎労働局と連携しながら改正パートタイム労働法について周知を図ってまいりたい。 　県としては、安定した良質な雇用環境の確保を図るため、「職場環境づくりアドバイザー」を企業に派遣し、正規化も含めた職場環境改善に取り組む企業に対して、助言・相談を行っている。 　また、今後は、「長崎県産業人材育成産学官コンソーシアム」に「処遇改善ワーキンググループ」を設置して、経済団体、労働団体、学校と連携・協議しながら「働きやすい職場づくり」に向けた、より効果的な施策を検討・実施し、更に「正規化」を促進することとしている。 　なお、「キャリアアップ助成金」については、額が大きいことに越したことはないと思うが、相当な経費増になること、また、国が来年度拡充する予定であることから、費用対効果等も見極めながら慎重に判断したいと考えている。 　また、企業誘致に関しては、立地企業に対し正社員としての採用をお願いしているところである。 （雇用労働政策課） ○　県庁内における、臨時・非常勤職員の賃金その他の勤務条件については、職務内容などを踏まえ、今後とも適正に対応してまいりたい。また、県内市町に対しても、適切に対応するよう引き続き助言してまいりたい。 （人事課・市町村課）

連合長崎「２０１５年度政策制度」に関する要求書（回答）

No.6

要　求　事　項	回　答
い公共サービスを実現するために、公務職場で雇用（任用）されている臨時・非常勤等職員の処遇改善と雇用安定を求める。	

連合長崎「２０１５年度政策制度」に関する要求書（回答）

No.7

要　求　事　項	回　　答
３　中小企業政策 ①　中小企業勤労者の福祉を担う、中小企業勤労者サービスセンターの自立と再生に向けて、広域化および改革を推進し、魅力あるサービス内容への抜本改革を進めること。	○　中小企業勤労者サービスセンターについては、県内に長崎市と佐世保市の２団体がある。 佐世保市中小企業サービスセンターは公益法人、長崎市勤労者サービスセンターは一般法人ではあるが公益目的支出計画を有する団体であることから、所管法人として団体の運営、改革に対し適正な指導を推進してまいりたい。 また、広域化については、両団体に検討をお願いしてまいりたい。 （雇用労働政策課）
②　「人材確保・育成」支援のため、中小企業労働力確保法にもとづく各種助成制度の活用促進や優遇税制等経費の負担軽減措置など、中小企業にとって実効性のある総合的な施策を構築すること。	○　中小企業労働力確保法にもとづく各種助成制度については、中小企業等が県へ雇用管理の改善に係る改善計画を策定し、都道府県知事の認定を受けないと、各種助成制度の活用ができないが、中小企業等からの改善計画の申請状況は芳しくないのが現状である。 各種助成制度の活用促進については、労働局が助成制度を扱うので要求の趣旨を労働局へ伝える。 （雇用労働政策課）
③　中小企業における高齢者雇用の促進のため、高齢者の継続雇用や定年引き上げなどに対する助成金制度を充実・継続すること。	○　高齢者雇用安定法の改正による、企業での６５歳までの雇用確保措置の義務化に伴い、国は、「高年齢者雇用安定助成金」等を設け、高齢者の継続雇用を図っているところである。 県としても、高齢者雇用の促進の重要性に鑑み、国に対し、高齢者の就労促進に関する会議の場等を通じ、助成金の充実・継続を要望するなど、適切な対応に努めたい。 （雇用労働政策課）

連合長崎「２０１５年度政策制度」に関する要求書（回答）

No.8

要　求　事　項	回　　答
④　中小企業労働者や職業能力開発の機会が限定されている地域に移住する者について、国・県・地域の教育訓練機関などが連携し、職業能力開発に関する機会や情報における企業間格差・地域間格差の是正をはかること。	○　中小企業労働者への職業能力開発については、県、ポリテクセンターによる各種在職者訓練や労働局による職業訓練に関する助成制度により支援を行っているところであり、その周知に関しても各機関のホームページ、広報紙、ハローワーク窓口における紹介など情報提供を行っている。今後とも多くの中小企業労働者へ職業能力開発の機会を提供できるよう努めていく。 職業能力開発の機会が限定されている地域（離島・半島地域）に移住する中小企業労働者については、企業が行う在職者訓練に対し、講師派遣や訓練経費助成等の制度の活用を進めていく。 （雇用労働政策課）
⑤　技術・技能の継承や人材の確保・育成などについて課題を抱えるものづくり産業の中小企業に対し国などとの連携を強化し、支援措置を拡充すること。	○　ものづくり産業の中小企業に対する技術・技能の伝承については、県及びポリテクセンターによる在職者訓練や職業能力開発協会によるものづくりマイスター派遣による指導の実施などにより支援を行っている。 また、ものづくり人材の確保・育成に関しては、県立高等技術専門校における職業訓練やポリテクセンターにおける離職者訓練を行っている。今後とも、ものづくり産業の中小企業に対する人材育成支援に努めていく。 （雇用労働政策課）
⑥　中小企業退職金共済制度（中退共）への加入促進と勤労者財形制度の普及・啓発を促進すること。	○　県では、県労働関係情報紙「労政ながさき」への掲載や、関係機関への文書送付などにより、制度への加入促進を行っている。 今後とも、制度への加入促進や普及・啓発に努めてまいりたい。 （雇用労働政策課）

連合長崎「２０１５年度政策制度」に関する要求書（回答）

No.9

要　求　事　項	回　　答
	○　中小企業退職金共済制度については、その活用を推進するため、従来から経営事項審査における審査項目である「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」の審査において、加入証明書の提示がなされた場合は加点を行っている。 （監理課）

連合長崎「２０１５年度政策制度」に関する要求書（回答）

No.10

要　求　事　項	回　　答
４　都市計画・住宅政策 ①　防災・減災機能を強化し、人命を最優先にした自然災害に強い長崎県づくりを推進するため、以下の対策を講じること。 (1)大規模災害発生時に備え、平時から近隣自治体との効果的な相互扶助をはかるため、「広域的地域間共助推進協議会」を活用し、行政・民間事業者・労働組合などによる広域的な地域間共助を推進すること。	○　大規模災害発生時に備えた広域的な対応としては、九州・山口９県災害時応援協定を締結しており、災害発生時には、九州知事会会長を本部長とする支援対策本部を設置して被災県への応援を行うこととしている。 　また、九州においても甚大な被害が想定されている南海トラフ地震対策について、南海トラフ巨大地震対策九州ブロック協議会を設置して、国、県のほかライフライン事業者等の指定公共機関が共同で対策の検討を行っているところである。 （危機管理課）
(2)小・中・高等学校での防災教育や地域住民を対象とした防災訓練や勉強会を実施し、防災意識の向上と危険地域の周知徹底をはかること。	○　小・中・高等学校では特別活動における防災教育をはじめ、社会科や理科などの教科においても様々な防災教育を実施し、児童生徒の防災意識の向上を図っている。また、各学校では避難経路の点検や安全管理マニュアルの見直しを行っている。 　今後も、災害から命を守るための行動ができるようにすること、災害発生時及び事後に進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるようにすること、自然災害の発生のメカニズムをはじめとして、地域の自然環境、災害や防災についての基礎的・基本的事項を理解できるようにすることをねらいとして、防災教育の充実を図っていく。 （義務教育課） ○　県では、毎年１回、県内各地域持ち回りで、該当地域の市町と協力して総合防災

連合長崎「２０１５年度政策制度」に関する要求書（回答）

No.11

要　求　事　項	回　答
	訓練を実施しており、本年５月に対馬市で実施した総合防災訓練では、地域住民による避難行動訓練を含めた各種訓練を行った。 　また、地域における防災意識の向上を図り、自主防災組織の結成を促進するため、毎年、県内２箇所において防災推進員養成講座を開催ており、平成２６年度は、対馬市、平戸市で開催したところ、それぞれ定員を上回る参加を頂いた。 　危険地域の周知としては、県のホームページ内に「長崎県電子国土総合防災ＧＩＳ」を設け、どなたでも、地図上で危険箇所を確認できるようにしている。 　引き続き、県民の防災意識の向上と危険地域の周知に努めていく。 （危機管理課）
(3) 情報通信・上下水道・石油・ガス・電気などのライフラインの安心・安全を担保するとともに、学校・病院・空港・港湾・旅客施設・主要幹線道路などの公共施設における耐震補強や老朽化対策を早期に完成させること。	○　県立学校施設の耐震化については、構造体の耐震化を平成２４年度までに完了しており、非構造部材の耐震化として体育館等大規模空間にある吊り天井等落下防止対策を平成２７年度中に完成する見込みである。老朽化対策については、公共施設等総合管理計画の策定を行っているところであり、計画的に老朽化等施設の管理に取り組んでいきたい。 　また、市町立学校については、地域の防災拠点施設としての側面をもっていることから、耐震化（非構造部材の耐震化を含む。）が完了していない市町に対し、あらゆる機会を通じて事業の前倒し、早期の耐震化完了を要請している。老朽化対策についても、設置者である各市町に対し、長寿命化改良事業など国の公立学校施設整備に係る補助制度を周知しながら、老朽化対策の取り組みを働きかけている。 （教育環境整備課）

連合長崎「２０１５年度政策制度」に関する要求書（回答）

No.12

要　求　事　項	回　　答
②　災害発生時に、情報が迅速かつ確実・正確に伝達されるよう人的体制も含め、以下の項目について具体的施策・支援を行うこと。 (1)情報発信と伝達の手段の多様化 (2)防災行政無線などを通じた警報等が確実に伝わる設置場所や人的体制なども含めた整備 (3)障がい者や外国人などに対しても確実に情報が伝わる施策 災害の発生が予測されるとき、あるいは災害が発生したとき、地域の住民や当該地域への外来者への情報伝達や避難誘導は、人的被害を軽減するうえで極めて重要である。これらの情報が迅速かつ適切に、またすべての対象者へ確実に伝達できるよう、防災・減災に資する情報伝達手段の整備等を行うこと。	○　県内各市町においては、防災行政無線の整備に加え、それぞれの実情に応じて、ＩＰ回線を利用した防災情報の発信、住民に対する個別受信機の配布、防災メールの配信等、災害情報の伝達手段の多様化に努めており、また、県においても、ホームページやツイッター等による情報発信に取り組んでいるほか、県内で放送事業を行っているテレビ・ラジオ各社と災害時における放送要請に関する協定を締結して災害時の情報発信への協力をお願いしている。 　さらに、携帯電話やスマートフォンの普及を踏まえ、県内全市町及び県において、携帯電話各社が提供する緊急速報メールの利用に必要な手続きを済ませている。これは、住民か否かに関わらず対象地域内に滞在する方々の携帯電話やスマートフォンに緊急情報を強制的に配信するものであり、実際に、本年６月１１日の大雨で南島原市、雲仙市で避難勧告が発令された際、対象地域において緊急速報メールの発信が行われた。 　今後とも、市町と協力し、災害情報の確実な伝達に努めていく。 （危機管理課）

連合長崎「２０１５年度政策制度」に関する要求書（回答）

No.13

要　求　事　項	回　　答
５　産業政策 ①　長崎県では、観光事業の拡大を基に、国の選定を受け、「次世代自動車インフラ整備促進事業」が展開されており、平成 25(2013)年 3 月からは、国の充電器支援制度が、拡充された。観光都市長崎を強く宣伝・強化するためにも、引き続き充電環境の積極的な整備促進を図ること。 　また、世界各国で、水素のエネルギー利用が始まっている。水素を使用した燃料電池自動車（ＦＣＶ）の導入についても、あわせて、国と連携して環境の整備の取り組み等を検討・推進を要請する。 　充電環境の普及促進のため、さらなる積極的な整備促進を要請する。 　あわせて、燃料電池自動車が普及し、社会を支えるエネルギーとして、化石燃料や電気に水素が加わることで、より低炭素なサスティナブル（持続可能な）社会を実現する可能性が高まる。 　福岡県では、下水処理の汚泥から水素を作り、水素を燃料とする燃料電池車（ＦＣＶ）に販売する施設を設置していると聞いている。長崎でも可能性の検討を要請する。	○　本県では、平成 25 年 3 月の国（経済産業省）の補正予算により拡充された「次世代自動車充電インフラ整備促進事業（補助金）」の活用を図るため、平成 25 年 5 月に「長崎県次世代自動車充電インフラ整備ビジョン」を策定した。 　具体的な内容としては、ＥＶ（電気自動車）で完全に電池がなくなる（電欠）ことなく県内を移動するために必要な充電設備の設置場所として 64 箇所（急速 32 箇所・急速又は普通 32 箇所）、さらに一定地域内を安心して周遊するために必要な充電設備の設置場所として 246 箇所（急速 85 箇所、普通 161 箇所）、合計 310 箇所への配置を計画している。 　平成 27 年 3 月からは、国の補助内容がより充実されたこともあり、県内でもすでに 33 箇所が整備されている現状に加え、今後も 40 箇所を超える整備が予定されている。 　今後も国の支援制度を広く周知し、市町や関係する民間企業と連携を図りながら、県ビジョンの早期達成に取り組んでいく。 　本年度、県における水素の利活用方針について検討する「長崎県水素エネルギー研究会」を立上げ、長崎県水素戦略を策定する予定。その中で、ＦＣＶの導入や水素ステーションの整備についても協議・検討することとしている。 　また、水素供給源の一つとして、県内下水汚泥からの水素生成及び利活用について可能性調査を行うようにしており、県内水素賦存量を把握し、今後の水素戦略に活用する予定である。 （グリーンニューディール推進室）

連合長崎「２０１５年度政策制度」に関する要求書（回答）

No.14

要　求　事　項	回　　答
６　福祉・社会保障政策 ①　離島・へき地等の地域における医療について、そこに暮らしている住民の「生命」と「健康」を守るために必要な医療供給体制の確保・充実を図ること。 　長崎県においても、早急に「医療勤務環境改善支援センター」を設置し、地域の関係団体などと連携し、総合的・専門的に医療機関の勤務環境改善に向けた取り組みを行うこと。 　「勤務環境改善マネジメントシステム」の実効性を確保し、医療現場の労働条件および勤務環境の改善を図り、必要な医療人材を確保すること。看護師の養成・定着・復職支援策を強化し、増大する看護需要に対応できる人材を確保すること。 　医師や看護師不足を解消するために県としても様々な施策を講じられているが、離島を抱える長崎県では問題は深刻であり、看護師不足で労働環境が悪くなり、更に看護師不足に拍車がかかるといった悪循環になっている。県民が安心して暮らしていくために、上記の取り組みに早急に取り組みように要請する。	○　長崎県病院企業団においては、構成団体に本年４月から壱岐市が加入し、旧壱岐市民病院を「長崎県壱岐病院」として開院するとともに、５月１７日には、対馬いづはら病院と中対馬病院を再編統合した新病院「長崎県対馬病院」が開院した。 　これらにより、特に厳しい環境におかれている離島の全ての二次医療圏において、地域の中核病院を中心とする医療提供体制の構築が図られたところである。 　本県においては、「長崎県医療勤務環境改善支援センター」を去る８月１日に設置したところであり、今後、講習会等を開催して「勤務環境改善マネージメント・システム」の周知を図るとともに、県下の医療機関（病院）に対して、勤務環境改善の取り組み状況の把握とニーズ調査を実施することとしている。 　看護師の確保対策の１つとして、平成２６年度より、県立大学シーボルト校に離島看護師推薦枠（２名）を創設し、離島の看護師確保に取り組んでいる。 　一方で、少子化の進展の中で、これからの看護職員確保対策は、離職防止対策、未就業者に対する復職支援にも力を入れていく必要があると考えている。 　このため、看護職員の離職防止、再就業支援及び卒後教育の拠点として、「佐世保市に看護キャリア支援センター」を整備し本年４月に開所した。 　さらに、本年１０月から、看護師等資格保持者は、離職時に各県に設置されているナースセンター（長崎県看護協会を指定）へ届出を行う制度がスタートするが、ナースセンターで把握した情報を活用し、ナー

連合長崎「２０１５年度政策制度」に関する要求書（回答）

No.15

要　求　事　項	回　　答
	スセンターによる就業相談、無料職業紹介事業と看護キャリア支援センターで開催する復職のための各種事業が一体となった復職への支援の充実・強化を図っていく。 　勤務環境の整備として、病院内保育所運営費補助事業や管理者等に対する働きやすい職場づくりに関する研修会の開催に取り組んでいる。 （医療人材対策室）
②　県民が住みなれた地域で安心し暮らすことができるよう、それぞれの地域にあった「地域包括ケアシステム」を構築していくため、医療・介護などの専門職、行政、ＮＰＯ法人、住民、利用者の連携強化を図ること。 　要支援者に対する予防給付が市町村による介護予防・日常生活支援総合事業へ移行するにあたり、利用者にとって必要な支援が適切に提供される体制を整備すること。	○　県では、市町で取り組む地域包括ケアシステム構築の進捗状況に格差がないよう、市町、包括支援センター、医師会、大学、リハビリテーション関係団体等で構成する「長崎県地域包括ケアシステム構築支援委員会」を設置し、システム構築に向けた課題等を協議して、その内容を県内市町にフィードバックしている。 　市町が地域包括ケアシステムを構築していく上で、「地域ケア会議」は有効なツールであると認識しており、ケアマネジャー、看護師、社会福祉士、医師、理学療法士、作業療法士などの専門職や民生委員、自治会代表などの地域住民が協働して、個別ケースの支援内容を検討し、高齢者の実態把握や課題解決に努めている。 　県としては、この「地域ケア会議」の実効性を高めるため、機能強化研修、地域ケア会議モデル事業の実施、広域支援員や専門職を派遣することで、市町を支援している。 　新しい介護予防・日常生活支援総合事業への移行にあたり、機能訓練など専門的なサービスを必要とする人に対しては、従来通り既存の介護事業所でのサービスを利用できることとなっている。 　また、掃除、洗濯、買い物などの生活支

連合長崎「２０１５年度政策制度」に関する要求書（回答）

No.16

要　求　事　項	回　　答
	援サービスを必要とする人に対しては、地域のＮＰＯ、民間企業、ボランティアなどによる多様なサービスを提供できるものとなっている。 　県としては、介護予防・生活支援サービスの提供体制整備に向け、生活支援の担い手の発掘・養成やネットワーク化などの役割を担う「生活支援コーディネーター」の養成研修を実施することで、市町をバックアップしていくこととしている。 （長寿社会課）
③　平成 27(2015)年 4 月からの生活困窮者自立支援制度の実施に当たり、個々の生活困窮者の事情、状況等に合わせ、包括的・継続的に支えていく伴走型の個別的な支援のための体制整備を進めること。 　また、新たな生活困窮者支援など業務拡大等を踏まえ、福祉事務所の地方財政措置を大幅に充実するように国に働きかけ、福祉事務所設置自治体においては、ケースワーカー標準配置数にもとづいた人数の配置、専門職などの人材の確保と育成をすすめること。 　生活困窮者自立支援法は、生活保護受給に至る前に就労等の支援を早期に行うことで生活困窮状態から脱却するための第 2 のセーフティネットとして新たに構築された制度である。制度の充実・体制整備はもとより、その制度を支えるケースワーカー・専門職などの人材確保・育成を求める。	○　生活困窮者自立支援制度については、昨年度から、モデル事業の実施による実施体制の構築準備や各市町・関係機関を集めた会議における情報提供・モデル事業の実施状況報告、意見交換等により、本年４月の施行に向けて県内福祉事務所の体制整備を図ってきた。 　本年４月から、県内全福祉事務所において、生活困窮者に対し、生活保護に至る前の段階から自立に向けた支援を行う相談窓口が開設されている。 　本制度は、生活困窮者の自立と尊厳の確保に配慮し、生活困窮者個々の状況に応じた適切な支援を、本人の段階に合わせて切れ目なく継続的に支援するものであり、本事業が適切かつ円滑に行われるよう、引き続き、市町に対する情報提供や研修機会の提供等により支援を行ってまいりたい。 　福祉事務所における地方財政措置について、生活困窮者自立支援事業は、国庫補助金及び普通交付税にて措置されている。今年度から本格的に開始した事業ということもあり、県内各福祉事務所の業務状況等の実態把握に努めてまいりたい。 　また、社会福祉法の規定により福祉事務所には、社会福祉主事の資格を有するケー

連合長崎「２０１５年度政策制度」に関する要求書（回答）

No.17

要　求　事　項	回　　答
	スワーカーを地域の実情に応じて適切に配置することとなっている。県としては、県内各福祉事務所に対して、各種会議や生活保護法施行事務監査等を通して、資格を有するケースワーカーを適正に配置するよう要請するとともに、ケースワーカーへの研修機会を確保し、専門性の向上を図るよう、引き続き指導、助言を行ってまいりたい。 （福祉保健課）
④　今年度からの 5 ヵ年計画である「長崎県子育て条例行動計画」（平成 27 年度～平成 31 年度）に基づき、県民の目線に立った具体的な子育て支援施策を行うこと。また、計画に基づく施策の実施状況については、点検・評価しながら、この結果を公表するとともに、必要な対応を行うこと。 子どもの安心、健やかな成長のため、「質の確保」と、幼稚園教諭・保育士及び放課後児童クラブ指導員等の労働条件と環境改善を図ること。 今年度から取り組まれている「長崎県子育て条例行動計画」について、実効性のある計画にするために、点検・評価しながら、必要な対応を要請する。また、仕事と子育ての両立支援に不可欠な保育・放課後児童クラブにおいて、質の確保・人材確保のため、働く人たちの処遇改善を要請する。	○　「長崎県子育て条例行動計画（平成 27 年度～平成 31 年度）」については、保育現場、保護者等の各代表者や教育関係者等を委員とした「子育て条例推進協議会」やパブリックコメントによる意見を反映させ、今年３月に策定されている。 計画に基づく施策の実施状況については、引き続き、協議会における関係事業の進捗報告や意見聴取、進捗状況の公表を行うとともに、子ども・子育て支援法により市町における幼児教育、保育及び子育て支援に係る給付・事業の需要見込量を積み上げた「県子ども・子育て支援事業支援計画」の部分については、市町計画の進捗状況（計画と現状のずれ）を把握のうえ県計画の見直しを検討するなど点検・評価を行いながら、計画に掲げた施策の推進に取組んでいく。 平成２７年度に施行された子ども・子育て支援新制度においては、保育所・幼稚園等の施設運営費となる国が定めた公定価格の中に処遇改善加算が新たに設けられるなど、職員の処遇改善を含む質の改善が図られている。 なお、さらなる質の改善を実施するためには、消費税増税により確保された７千億円の他に４千億円が必要とされており、

連合長崎「２０１５年度政策制度」に関する要求書（回答）

No.18

要　求　事　項	回　　答
	国の責任においてその確保に努めるよう、九州各県と連携して要望を行っているところである。 　また、放課後児童クラブの支援員等の処遇改善については、昨年度と比較し補助基準額の増等はあるものの、今後とも、支援員等のさらなる処遇改善のため、国に対し政府施策要望等行っていく。 （こども未来課）
⑤ 自殺対策については、自殺対策基本法に則り、職域における自殺の防止計画の策定、 遺族や職場同僚へのケア対策や支援策を強化すること。地域の精神科医療機関、自殺防止に取り組むNPO等との連携を強化し、地域ぐるみの自殺対策を有効に機能させる体制を整備すること。 　全国の自殺者数は、毎年減少しているものの、平成26(2014)年自殺者週は25,427人となり、長崎県内の自殺者数は295人となった。また、年代別にみると 50～60 歳代で多くなっている傾向がみられる。自殺の原因を究明し、自殺そのものを減らすことはもちろんのこと、自殺によって残された遺族や職場同僚を含めたケア対策にも施策を講じることを求める。	○　自殺対策基本法及び労働安全衛生法により、事業主は、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずると共に、国や地方公共団体の自殺対策に協力する責務を負っているところである。 　そのため、県としては、保健・医療・福祉・教育・労働・警察・民間団体等のさまざまな機関や団体がそれぞれの役割を担い、総合的な自殺対策を推進する「長崎県自殺対策連絡協議会」を設置している。 　その中で、職域に関しては、職場に出向いてのうつ病研修の実施や、自殺によって残された遺族の方々への支援施策の情報提供等も行なっているところである。 　また、各圏域においても保健所で自殺対策検討委員会等を設置し、精神科医療機関、NPOを含む地域の関係機関が連携して、うつ病対策やゲートキーパー養成など、地域の実情に応じた自殺対策を実施している。 　今後も引き続き、関係機関との連携を図りながら、職域や地域における自殺対策に取り組んでまいりたい。 （障害福祉課）

連合長崎「２０１５年度政策制度」に関する要求書（回答）

No.19

要　求　事　項	回　　答
７　教育政策 ①　中等教育（高等学校、中学校）の場で、労働組合の役員等の労働のプロが直接学校へ出向いて行う労働法についての出前授業を実施すること。また、中高校生向けのわかりやすい啓発資料の作成、この教育を広く普及させるための指導者養成講座の開設もあわせて行うこと。 厚生労働省の「今後の労働関係法制度をめぐる教育の在り方に関する研究会報告書」（2009 年 2 月）によると、学校教育の場における取組と課題として、「社会科でも『労働三権』等の言葉としては教えられているが、権利としては十分に認識されていない」「労働関係法制度やトラブルが起きた際の相談先に関する知識について付与する機会が多くない」ということがあげられている。また、連合が平成 26(2014)年 10 月に若年労働者に対して行った調査では、雇用に関して違法状態を経験したことがあると回答した若者が 5 割にのぼった一方、ほとんどの場合、有効な対処ができていないという実態が明らかになっている。 近年、長時間労働を強制し、なおかつ若い労働者を「使い捨て」にするブラック企業・ブラックバイト問題は社会問題となっている。 労働時間や賃金、雇用形態など、必要な労働法の知識を身につけさせ、いろいろな働く上でのトラブルについて、違法状態に気付き、それに対処するためにどういった解決手段・機関が存在し、どの程度有効なのか、法律や制度を使ってどのように違法状態を解決でき	○　義務教育段階において、望ましい勤労観、職業観の育成を図ることの重要性は認識しており、中学校における教育活動に更なる工夫を施し、キャリア教育や職場体験学習の充実を図りたいと考えている。また、労働教育に関する外部講師の派遣ができることについては、これまでも市町教育委員会との会合の場で紹介をしてきたところであり、今後も継続して啓発に取り組みたい。 （義務教育課） ○　高等学校においては、労働者の権利等について公民等の中で教育を行っている。労働関係法規等の講義については、長崎労働局に講師の派遣要請ができることを平成２６年度に各学校に通知したところである。また、今年度は、高校生向けに労働法制に関する知識を分かりやすくまとめた「これってあり？まんが知って役立つ労働法Ｑ＆Ａ」（厚生労働省作成）を進路指導主事会で配布するとともに、各学校に対して活用をお願いしている。 （高校教育課）

連合長崎「２０１５年度政策制度」に関する要求書（回答）

No.20

要　求　事　項	回　　答
るのか。たとえば未払い賃金の請求方法、労働災害保険の申請方法、パワハラをやめさせるための方法など、具体的な解決策を示し、実際に法的権利を行使できるような教育が今求められていると考える。 ②　教職員の健康と子どもたちと向き合う時間を確保するため、教職員の超過勤務縮減を図る実効性のある施策を行うこと。 　教職員の多忙化・時間外勤務は、年々増加傾向にある。山積する教育課題や各方面からの要請に万全を尽くして応えようとする傾向が強く、学校現場では県教委が進めている「プラス１」推進運動がなかなか進んでいない現状である。そこで、「プラス１」推進運動を強力に推し進めるために、県教育委員会として次のことに取り組むこと。 (1)「ノー部活デー」（週１回）について、部活動を統括する団体に趣旨の徹底を働きかけるとともに、各競技団体に対し、市町レベルの大会を見直し、試合回数を削減するように要請すること。	○　適切な運動部活動指導のあり方について、平成２６年１月に「運動部活動指導の手引」を５，０００部作成し、運動部活動の指導者に配布した。その中で、運動部活動における練習時間や休養日のあり方についても記載し、「ノー部活デー」の設定なども指導している。また、運動部活動を統括する「県高等学校体育連盟」「県中学校体育連盟」にも「ノー部活デー」の趣旨を説明し、働きかけを行った。各競技団体に対しても、「運動部活動指導の手引」を配布し、大会等の配慮をお願いしている。今後も、顧問教諭や学校の管理職に対して、研修会等を通じて、「ノー部活デー」を浸透させるよう働きかけていきたい。 ＜参考＞ 平成２７年度関連事業

連合長崎「２０１５年度政策制度」に関する要求書（回答）

No.21

要　求　事　項	回　答
	運動部活動指導者研修 ・・・５回開催予定 （体育保健課）
⑵「定時退勤日」（週１回）の完全実施に向け、保護者・地域住民・関係機関等に対し、実施の趣旨の周知と理解の促進を図るよう市町教委に働きかけること。	○　教職員の勤務と健康管理については、各種通知を発出しての指導や「県立学校における教職員の業務の効率化と縮減に向けた管理職用マニュアル」による各学校における取組を促している。また、平成24年12月に「プラス１」推進運動についての通知を発出し、25年度から具体的な取組を始めた。さらに、平成26年3月に「教職員の超過勤務時間の縮減について」の通知を発出し、25年度の教職員の勤務実態調査の概要を示し、『勤務時間管理の徹底』、『「ノー部活デー」と「定時退校日」の徹底』、『「プラス１」推進運動の周知徹底』等を促した。平成26年度分の調査では、「定時退校日」を設定している学校は、小学校98.3%、中学校77.6%と年々増加してきている。今後も更なる推進に向け市町教委・校長へ働きかけていきたい。 （義務教育課）
⑶県教委・市町教委等の主催事業の見直しや廃止を進め、すべての学校が対象となる悉皆事業を希望制や選択制にすること。	○　県においては、毎年度スクラップ＆ビルドの観点から事業の見直し等を行っているところであるが、教職員の負担軽減等のため、更に事業を精選し、改善を図ってまいりたい。 なお、悉皆事業については、全ての学校を対象にする必要性に鑑み実施しているところである。 （総務課）

連合長崎「２０１５年度政策制度」に関する要求書（回答）

No.22

要　求　事　項	回　　答
③　子どもの貧困対策推進法による「県子どもの貧困対策についての計画」を早急に定めること。また、給付型奨学金を拡充することにより、公的奨学金制度を充実させること。（第３部会） 　平成 26(2014)年 7 月、厚生労働省が発表した平成 24(2012)年時点の「子どもの貧困率」は 16.3%と過去最悪を更新し、６人に１人の子どもが貧困の状態で生活していることが明らかになった。貧困の状態にある子どもたちは、学習する意欲を持てず、学校を卒業した後には安定した仕事に就くことができず、貧困の連鎖に陥ってしまうという指摘がある。家庭の経済状況の格差が、子どもたちの進学機会や学力の格差を生まないよう、子どもの貧困問題についての早急な対策を要望する。	○　低所得世帯の高校生に対し「奨学のための給付金」を支給しているところであるが、扶養家族の状況によらず、一定額の支給ができるよう、国に要望をしているところである。 　長崎県育英会が実施している奨学金制度に給付制を導入することについては、奨学金の主たる貸与原資が奨学生からの返還金であることから、新たな制度に対する財源確保が図れず、多くの希望者に貸与できなくなることが懸念される。よって、拡充等は困難であると考えている。 （教育環境整備課） ○　県の子どもの貧困対策についての計画は、今年度中の策定を目指し、所要の作業を進めているところである。 （こども家庭課）

連合長崎「２０１５年度政策制度」に関する要求書（回答）

No.23

要　求　事　項	回　　答
８．男女平等政策 ①　ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた具体的な施策の推進を図ること。 　男性の育児参画の推進、仕事と家庭の両立支援や子育て家庭の支援に取り組む企業を紹介・支援し、男女平等参画の普及推進を図ること。また、「ながさき子育て支援表彰」をより多くの県民に周知し、「子育てと仕事の両立支援企業」には公共事業入札参加資格の技術・社会貢献評価の点数加算を行うなど、優遇措置を講じること。 （※名古屋市では子育て支援企業に入札・契約制度における優遇措置を講じている）	○　男性の育児参画の推進、仕事と家庭の両立支援や子育て家庭の支援に取り組む企業の紹介・支援については、女性の活躍を推進するための官民一体の組織「ながさき女性活躍推進会議」において、男女が共に働きやすい職場環境の整備を推進している。 　推進会議の会員企業等の取組を広く情報発信することで、その活動を紹介・支援するとともに、県全体における女性の活躍に向けた気運醸成等に取り組んでいる。 （男女共同参画室） ○　「ながさき子育て支援表彰」については、関係機関との連携やさまざまな媒体の活用により、広く周知を図るよう努めている。 （こども未来課） ○　「子育てと仕事の両立支援企業」に対しては、長崎県建設工事入札制度合理化対策要綱において「子育て支援」を平成２０年度から主観点項目として導入しており、次世代育成支援に取り組む県内建設業者に対して加点を行っている。 （監理課）

連合長崎「２０１５年度政策制度」に関する要求書（回答）

No.24

要　求　事　項	回　　答
９　経済政策 ①　平成 28（2016）年１月のマイナンバー運用開始にあたり、税務行政体制の整備や担当職員の養成、また管理者・利用者への周知をはかること。 　平成 28（2016）年１月からマイナンバーが運用開始となる。行政において不備なく着実な業務が遂行できるよう、体制の整備、担当職員の養成をはかること。 　また「個人番号関係実務実施者」となる民間企業に対する周知・指導、利用者である県民に対する情報発信など、制度を円滑・安全に運用するための支援を行うこと。	○　マイナンバー制度の導入にあたり、県税での活用に際しては、県民に混乱をもたらさぬよう万全の体制をとることはもとより、その適正な利用と個人情報の保護について、担当職員一人ひとりの意識を徹底させ、引き続き県民に信頼される税務行政に努めてまいりたい。 　また、管理者となる民間事業者と利用者たる県民の双方にマイナンバー制度を確実に周知すべく、広報にあたり国や市町とも幅広く連携していきたい。 （税務課）

連合長崎「２０１５年度政策制度」に関する要求書（回答）

No.25

要　求　事　項	回　　答
10　政治政策 ①　平成28(2016)年夏の参議院議員選挙より選挙権年齢が 18 歳以上に引き下げられることに伴い、若年層を中心に全年代の投票率向上に向け、実効性のある啓発活動、環境整備を行うこと。 今年6月、「公職選挙法の一部を改正する法律案」が成立し、来夏の参議院議員選挙から、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられることとなった。しかし、平成26(2014)年度衆議院議員選挙での 20 代の投票率は 32.58%（全国平均）と極めて低い結果となった。また全年代においても投票率は年々低下傾向にあり、政治離れが顕著になっている。県は、若年層を中心に全年代の投票率向上に向け、政治意識の醸成を図る啓発活動や、人が往来する場所への投票所の設置などの環境整備を行うこと。	○　若年層を中心とした投票率向上に向け、昨年度より、県選管として「若年層に対する選挙意識の醸成と啓発」をテーマとして選挙啓発に取り組んでいる。 昨年度は、県教育委員会の協力を得て、県内で初めての模擬選挙を町選管・町教育委員会とも連携し、長与北小学校で実施した。 今年度も同様の模擬選挙を佐世保市などで実施予定である。 併せて選挙権年齢が 18 歳に引き下げられることを受け、県教育委員会と連携し、市町選管の協力を得ながら、県内の公立高校で選挙講義を実施予定である。 そのほか、大学生向けの講義や明るい選挙推進協議会などの団体と協力して、広く取組を行うことを検討している。 また、雲仙市の成人式での模擬投票などの事例を市町選管に情報提供しているところである。 投票所及び期日前投票所の設置については、各選挙時の市町選管委員長・書記長会議において、要求の趣旨による設置を依頼しているところである。 国においては、投票環境の改善について研究会を設置し、ＩＣＴを活用した投票環境の向上や期日前投票等の利便性向上についてなどを検討されているところであり、今後とも動向を注視していく。 期日前投票所の設置等については市町の判断によるが、今後も機会をとらえ、県選管より依頼を行い、投票環境の改善へ向け、市町と協力しながら、取組んでまいりたい。 （市町村課）

連合長崎「２０１５年度政策制度」に関する要求書（回答）

No.26

要　求　事　項	回　　答
11　消費者政策 ①　地方消費者行政の更なる充実・強化をはかること。 　平成 27(2015)年 3 月 24 日に閣議決定された消費者基本計画は、５年間で取り組むべき６つの施策を掲げ、その１つに「消費者行政の体制整備」を挙げている。その中に地方における体制整備についても言及している。 　長崎県においても、現在の設置状況を踏まえ、消費者行政の推進に向け、消費者の身近な相談窓口として消費生活センターを全ての自治体に設置し、質の高い消費者行政サービスが受けられる組織体制の充実をはかること。	○　平成２３年度から２７年度を計画期間とする第二次長崎県消費者基本計画の中で定めた具体的な施策を着実に実行することにより、消費者行政の一層の充実に努めてまいりたい。 （食品安全・消費生活課）

連合長崎「２０１５年度政策制度」に関する要求書（回答）

No.27

要　求　事　項	回　　答
12　食料・農林政策 ①　食料自給力の向上を戦略的に推進し、安定供給体制の維持・充実をはかるため、以下の施策を行うこと。 (1)　県は、「フード・アクション・ニッポン」(注 1)やフードマイレージ(注 2)の普及等を通じた地産地消の推奨などの県民運動を展開するとともに、フードチェーンの連携強化などを通じて、長崎県産食品の消費拡大を推進すること。 (注 1)～生産・流通・消費の現場で問題意識を認識・共有し、消費者・企業・団体・地方自治体など、すべての国民が一体となって国産農産物の消費拡大を具体的に推し進める、農林水産省が平成 20（2008）年度より展開している国民運動。 (注 2)～食料の「量」と、生産地から消費地までの「輸送距離」を掛け合わせて算出する指標。あるいはこの指標に着目し、なるべく近くで生産された食料を食べることで、輸送に伴う環境への負荷を軽減しようという運動。	○　県においては、県民一人一人に県産品のよさを知ってもらい、県産品をより多く使ってもらうために、県内での啓発普及対策として、関係３１団体とともに、官民一体となって「県産品愛用運動」に取り組んでいる。 具体的な取組としては、６月・１１月を県産品愛用運動推進月間と設定し、テレビＣＭでの愛用啓発、情報番組での県産品ＰＲを強化している。 その他、県産品を積極的に取り扱う県産品愛用推進店の登録拡大や身近な県産品の美味しさや質の高さを知ってもらうための愛用イベント等の開催や関係団体と連携した愛用運動を推進している。 （物産ブランド推進課）
(2)　県は、食品関連事業者における消費期限・賞味期限の適切な設定ならびに流通現場における納入期限・販売期限に関する運用ルールの見直し、消費者に対する啓発の推進、フードバンク(注 3)への支援などを通じ、食料廃棄の削減をはかること。 (注 3)～食品関連企業から品質に問題のない食料品（包装破損や賞味期限が近づいたもの等）を無償で譲り受け、これを「生活弱者」を支援する施設や団体に無償提供することにより、	○　消費期限・賞味期限の設定にあたっては、科学的・合理的な根拠に基づいた客観的な指標に安全率も見込んだうえで定めることが基本となっており、消費者に対して、できるだけ機会を捉えて、消費期限、賞味期限の意味するところ、賞味期限を過ぎてもすぐに食べられなくなるものではないこと、食品の無駄な廃棄を減らすことの重要性について引き続き啓発を行ってまいりたい。 （食品安全・消費生活課）

連合長崎「２０１５年度政策制度」に関する要求書（回答）

No.28

要　求　事　項	回　　答
食料品の有効活用と福祉活動支援を行う運動（もしくはそれを行うＮＰＯ・ＮＧＯの団体）。 ② 平成27(2015)年4月1日に施行された食品表示法に基づき、長崎県としても食品の安全・安心の確保に向け、「長崎県食品の安全・安心条例」の具体的な施策の推進に万全を期すこと。なお、そのため人員的な体制整備を含め検討を行うこと。 食品表示法は、食品衛生法、ＪＡＳ法及び健康増進法の３法の食品の表示に関する規定を統合したもので、食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設したものである。 その中で、「食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令」に基づき、「都道府県が処理する農林水産大臣の権限に属する事務」により、長崎県が行う業務等は非常に重要となっている。消費者は、表示から様々な情報を得て、食品を購入していることを踏まえ、安全で安心な食料を選択できるよう食品関連事業者に対して表示の徹底・指導を行う必要がある。	○ 「長崎県食品の安全・安心条例」の具体的な施策の推進については、推進計画を策定し、食品表示に係る施策も実施していくこととしている。 また、専任の表示適正指導員を雇用し、店舗の巡回調査を行い、適正表示の指導、情報提供を行っているところである。 今後も引き続き、食品表示法に基づく表示適正化に努めてまいりたい。 （食品安全・消費生活課）

連合長崎「２０１５年度政策制度」に関する要求書（回答）

No.29

要　求　事　項	回　　答
13　情報・通信政策 ①　デジタルデバイド（情報格差）の解消に向けた取り組みを促進すること。 　情報通信インフラの整備にあたっては、公正競争環境下での民間事業者による整備を進めていくことが基本と考える。 　しかしながら、携帯電話や高速ブロードバンドが利用できない未整備地域については、引き続き行政等が助成する仕組みを充実させるなど、政府・国、地方自治体、情報通信事業者が一体となって整備を促進すること。	○　本県における高速情報通信基盤の整備については、将来的なサービス継続の観点から、運用にノウハウを持つ民間事業者の提供するサービスの有効活用など民間主導を基本としつつ、採算性から通信事業者による整備が進みにくい地域においては、国の補助事業等を活用して整備を進めるという方針に沿って市町等と連携して整備を進め、現在のカバー率は、携帯電話が９９．９％、超高速ブロードバンドが１００％（９９．９８％）となっている。 　今後も過疎や離島等の条件不利地域における携帯電話及び超高速ブロードバンドの基盤整備を促進するため、国に対し交付金の要件緩和など、支援策の拡充を求めていく。 （情報政策課）
②　訪日外国人向け、関係事業者等と連携を図り、「長崎空港」「長崎港松ヶ枝国際ターミナル」等に SIM カードが購入できる販売店（販売機）の設置を検討すること。 　海外では、SIM フリーのスマートフォンやタブレットが多く流通しており、日本を訪れる外国人旅行者に快適な通信環境を提供するためにも、日本国内で使えるプリペイト SIM のニーズは今後ますます高まると思われる。このようなニーズの高まりを受け、成田空港や関西国際空港等に、プリペイト SIM の販売店（販売機）が既に設置されている。外国人観光客が多く訪れる長崎においても、このようなニーズはますます高まると思われ、SIM カード	○　外国人旅行者に快適な通信環境を提供することは、観光地としての長崎県の魅力向上に繋がるものと考えている。 　その実現のための手段としては、SIM カードのほか、無料公衆無線ＬＡＮなどが考えられる。 　ＳＩＭカードの販売に関しては、取扱事業者と販売店間の商取引であること、取扱事業者が複数存在していることなどを踏まえ、県としては、両者間の橋渡しを担うことになると考えている。 　なお、長崎空港におけるＳＩＭカードの販売については、既に昨年 11 月より始まっている。 　また、県においては、今年度、国の交付金を活用し、商業施設、公共交通機関を中心に無線ＬＡＮや音声案内などの整備を進めているところである。

連合長崎「２０１５年度政策制度」に関する要求書（回答）

No.30

要　求　事　項	回　答
の販売店（販売機）の設置について検討を求める。	今後とも、関係者の協力を得ながら、外国人旅行者に快適な通信環境の実現に向けた取組を進めてまいりたい。 （観光振興課）

連合長崎「２０１５年度政策制度」に関する要求書（回答）

No.31

要　求　事　項	回　　答
14　環境・エネルギー政策 ①　地球温暖化防止対策の取り組みについて 　平成 25（2013）年 4 月に策定した「長崎県地球温暖化対策実行計画」に基づき、2020 年度における長崎県内の温室効果ガス排出量を平成 2（1990）年比で 13.4%削減するという目標達成に向けた一層の支援・周知および具体的な施策を実施すること。 　現在、「長崎県地球温暖化対策実行計画」に基づき、温室効果ガス低減に向けた取り組みを展開していると承知しているが、基準年となる平成 2（1990）年比で平成 23（2011）年度（確定値）は 8.6%増、平成 24（2012）年度（速報値）は 13.4%増となっている。東日本大震災後に、火力発電所による発電が増加し、二酸化炭素排出量が増加したことが主な要因であることは認識しているが、2020 度の目標達成に向け、「長崎県地球温暖化対策実行計画」に掲げる「県民」「事業者」「県」それぞれが十分に役割を果たせるよう具体的施策を実施すること。	○　長崎県におけるエネルギー消費量は、平成 19 年度を境に漸減傾向であり、地球温暖化防止対策の効果が認められると考えている。 　長崎県地球温暖化対策実行計画に掲げる目標の達成には、県民総ぐるみの取り組みが不可欠であることから、県広報誌等を活用した県民への意識啓発、企業を対象とした省エネ・節電セミナー等の開催のほか、家庭での節電活動、省エネ推進に取組んでいる。 　また、市町の地球温暖化対策協議会や、ながさき環境県民会議等と連携し、地域における啓発活動に取組んでいる。 　今後とも、これらの事業を中心として、地球温暖化対策のための施策に取り組んでまいりたい。 （未来環境推進課）
②　再生可能エネルギーの取り組みについて 　「長崎県再生可能エネルギー導入促進ビジョン」に沿って、引き続き再生可能エネルギーの積極的な推進に向けた取り組みを行うこと。その際、地域の雇用創出、経済効果など、地域への利益が還元されるしくみを支援すること。 　再生可能エネルギーについては、長崎県として「長崎県再生可能エネルギー導入促進ビジョン」を策定し、取り	○　再生可能エネルギーの普及については、長崎県再生可能エネルギー導入促進ビジョンに掲げる数値目標の実現に向け、ナガサキ・グリーンニューディール戦略プロジェクトに基づき、本県の特性や県内技術を生かした環境・エネルギー分野での先進的なモデル創出に取り組むこととしている。 　また、導入にあたっては、地域住民参画による協議会等の設置や説明会開催などにより、理解と協力を得て、地域のニーズにあった取組を行うとともに、県内企業の振興を図ってまいりたい。

連合長崎「２０１５年度政策制度」に関する要求書（回答）

No.32

要　求　事　項	回　答
組みを進めていると存じているが、ビジョンに掲げた目標の達成に向け、積極的な取り組みを推進すること。 また導入促進にあたっては、地域の人簿意見が反映され、地域の人が参画し、雇用創出・経済効果など、確実に地域へ利益が還元されるような仕組みを支援すること。	（グリーンニューディール推進室）
③　エネルギー・環境政策に関する教育の取り組みについて 　エネルギー・環境政策に関する国際的な動向、地球温暖化対策と産業・経済活動のバランス、再生可能エネルギーや原子力発電に係わる課題、放射線の医療・産業における利用実態や健康への影響等について、客観的で正確な情報・データに基づき、分かりやすい広報や双方向コミュニケーション、わが国の将来を担う子供たちに対する学校教育におけるエネルギー・環境教育等に積極的に取り組むこと。 　エネルギーや地球温暖化対策を巡るわが国の現状は、電気料金・エネルギーコストの高騰や電力・エネルギー供給不安、CO^2排出量の増加等が継続し、わが国経済や産業活動、雇用や国民生活に深刻な影響を及ぼしている。 　現に、電気料金上昇に伴いエネルギー多消費産業をはじめ、ものづくり産業に携わる多くの企業が倒産や転廃業、撤退を余儀なくされ、その存続の危機と雇用の喪失が顕在化するなど、一刻の猶予も許されない状況に直面している。 　国民生活や雇用、産業・経済活動に密接に関係するエネルギー・環境政策を巡る課題の解決に向けては、国民の	○　県内全ての小・中学校では、各教科や総合的な学習の時間等において、学校・地域の実態に応じて環境に関する学習を実施している。また、社会科や理科の時間において、資源・エネルギーに関する内容についての学習を行っており、その中で再生可能エネルギーの開発等についても取扱っている。学校教育において、エネルギー問題や環境問題について学ぶ意義は十分に浸透しているところであり、今後も一層の充実を図っていきたい。 （義務教育課） ○　新学習指導要領においては、環境教育の充実として持続可能な社会の構築の重要性が取り上げられており、各学校における適切な履修を働きかける。 　また、教職員に対しては、県教育センターの研修講座で実施している「ＩＣＴを活用した環境教育入門研修講座」等、研修も教育庁と連携し研修会の周知と参加を促していく。 （学事振興課）

連合長崎「２０１５年度政策制度」に関する要求書（回答）

No.33

要　求　事　項	回　　答
理解と協力が不可欠であり、わが国のエネルギー問題や環境問題の実情や全体像について、国民との相互理解に向けた取り組みが極めて重要である。 　長崎県においては、「長崎県環境教育等行動計画」に基づき学校における環境教育に取り組んでいると存じているが、環境問題と密接な関わりがある「エネルギー教育」の視点も重要であるという認識のもと、「エネルギー・環境教育」として積極的に取り組むこと。	

連合長崎「２０１５年度政策制度」に関する要求書（回答）

No.34

要　求　事　項	回　　答
15　交通・運輸政策 ①　交通事故撲滅および慢性的な道路交通渋滞緩和のため、関係機関と緊密に連携し、以下の対策を講じること。 (1)適切な信号の配置・制御 (2)バス専用通行帯（特に通勤・通学時間）の違法走行・駐車の取締強化 (3)ノーマイカーデー取り組み（周知）強化 (4)パークアンドライドの有効活用に向けた広報活動等の強化・拡大 長崎県内では、交通処理能力を上回る交通量にともない、特に朝・夕の通勤時間帯では慢性的な渋滞が生じている路線が見受けられる。この緩和策として、適切な信号機の設置や時間・間隔の管理、バス専用通行帯の違法走行や違法駐車車両の取締強化が行われるよう、関係機関と緊密な連携を図ること。 また、高齢者対策または地球温暖化対策の観点から交通基盤整備のもと駐車場等各種施設の改善、繁華街や中心部への乗入規制など自家用自動車から公共交通機関への利用転換をはかる為、「ノーマイカーデー」の周知強化、「パークアンドライド」の有効活用に向けた広報活動等の強化・拡大を図ること。	○　朝・夕の通勤時間帯において渋滞が生じている路線については、交通管制センターにおいて、路線上の信号機を集中制御することにより、交通量に応じた信号制御を行っているところである。 昨年度も、交通管制センターによる集中制御エリアの拡大を図ったところであるが、今後もエリア拡大を図るとともに、道路交通の円滑化に努めてまいりたい。 （県警　交通規制課） ○　規制時間帯におけるバス専用通行帯を走行する違法車両及び違法駐車車両については、街頭活動時における指導警告・取締りを実施しているが、依然として指摘のとおりの実態も見受けられることから、警察としては、安全で安心な交通秩序を維持すべく今後も取締りを継続してまいりたい。 （県警　交通指導課） ○　県民、事業者、ＮＰＯ、行政（県・市町）等で構成する「ながさき環境県民会議」では、地球温暖化対策の一環として、毎月第２水曜日をノーマイカーデーと定め、自発的な取り組みを行っており、県においても、広報誌等を活用して県民への意識啓発に努めている。 今後とも、事業者やＮＰＯ等と連携し、ノーマイカーデーの取組みなどを推進してまいりたい。 （未来環境推進課）
②　公共交通の維持・存続のために地域協議会の機能を高め、事業の採算・不採算にかかわらず住民生活に必要不可欠なバス路線等の確保を図ること。	○　地域住民の生活交通として必要不可欠な乗合バス路線のうち、県バス対策協議会において路線の維持が必要とされた不採算路線について、国、県、市町が連携して運行費欠損補助を行っており、今後も必要

連合長崎「２０１５年度政策制度」に関する要求書（回答）

No.35

要　求　事　項	回　　答
	な生活交通路線の確保、維持を図ってまいりたい。 （新幹線・総合交通対策課）
③　地域公共交通への適正な参入規制の強化を行なうこと。 平成 26（2014）年 11 月 8 日に、県内で運行されているコミュニティバスの事業者が一方的に運行中止を行うという事態が発生した。これはこれまで行われてきた規制緩和の弊害と言わざるを得ない。特に、地域公共交通会議で協議・決定し運行するコミュニティバスについては、地域住民の生活に直結する問題であり、路線参入できる事業者について参入基準を強化する必要があると考える。	○　乗合バス路線の参入については、平成１４年に道路運送法の改正により、国の需給調整規制が撤廃され、参入・退出が自由となった。 一般乗合旅客自動車運送事業の許可関係については国の所管業務であり、国において法に基づき行われている。 参入基準をどうするかは国の所管となり県には権限はない。 （新幹線・総合交通対策課）
④　新規貸切事業者の点呼・アルコールチェック等の監査体制を強化すること。 規制緩和後に参入した新規貸切事業者については、安全管理体制が原因とした事故が多数発生している。新規貸切事業者に対する、乗務員の点呼やアルコールチェック等の監査体制について強化を図ること。	○　貸切バス事業者への安全管理体制や事故防止についての指導・監査関係については、国の所管業務のため、国において行われている。国の所管であり県には権限はない。 なお、国においては、平成２５年に「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」を策定し、安全対策の強化を図っている。 （新幹線・総合交通対策課）
⑤　長崎道「大村インターチェンジ」の高速バス停留所へ送迎ベイ設置等の対策を講じること。 大村ＩＣのバス停留所は、出口ランプと入口ランプにつながる道路上にあるためタクシーや自家用車で送迎が出来ない状況となっている。また併設する駐車場があるにもかかわらず、急階段となっており高齢者や障がい者、さらには子供連れへ使用者へは非常に	○　大村ＩＣのバス停留所がある部分は、高速自動車国道等に区分され、道路交通法では、路線バス以外は駐停車できない箇所となっている。仮に交通規制を緩和し、乗り入れ可能とした場合、一般車両の不要な通行、停駐車を誘発するなど、本来の利用目的やバスの通行への支障など、円滑な交通の影響や、事故の危険性も高くなることから、路線バス以外の乗り入れは困難であると考えている。

連合長崎「２０１５年度政策制度」に関する要求書（回答）

No.36

要　求　事　項	回　　答
困難で危険なものとなっている。 送迎ベイ等、早急な対策を図ること。	（道路建設課）
⑥　タクシー事業について、特措法施行により 5 年が経過をし、長崎県内における過去 1 年間のタクシー減車台数、減車率、昨年比等を示されたい。また今日の情勢に鑑み、現在行われている具体的な取り組み等があれば示されたい。 「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」施行より５年が経過した。国として（九州運輸局長崎支局が示した）「適正車両台数が 25～30％減」に対し平成 25(2013)年 12 月末までに 14.8％の減車が行われた事には一定の評価を行うものである。しかし内容については平成 24(2012)年度の企業倒産を含めたものであり「労働政策」については大きな課題があることは否めないと考える。 法の趣旨に沿って「交通政策」のみに終始することなく「労働政策」との連携が「特措法」に不可欠であると同時に、是非「長崎モデル」とした発信を強く要望する。	○　長崎県内のタクシー車両数は平成２４年度末で３，３２９台、平成２５年度末で３，２９５台であり、３４台減車しており、減車率１．０２％となっている。（九州運輸局：輸送実績集計表） 平成２５年１１月２８日に「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」が施行された当時、長崎県内では長崎交通圏、佐世保市、諫早市の営業区域が特措法における準特定地域に指定された。 また、今年８月１日に長崎交通圏が特定地域へと指定されており、今後、長崎交通圏タクシー特定地域協議会にて具体的な減車や営業方法の制限が記載される「特定地域計画」が策定される見込みである。 県としても、同協議会へ参画しており、同協議会で議論される減車等の内容や労働政策への取り組みについて注視して参りたい。 （新幹線・総合交通対策課）
⑦　タクシー乗務員の賃金における累進歩合の完全廃止と事故処理や手数料等の「不当な労働者負担」に対する監視を強められ厚生労働省や労働局と連携の下、事業者への労働環境整備など強く指導を行なうこと。	○　タクシー適正化・活性化特別措置法では、改正以前から、国から指定された特定地域において、地方公共団体、タクシー事業者、タクシー運転者の組織する団体等を含む地元関係者による協議会の組織としてタクシー事業の適正化・活性化を推進するための計画（地域計画）を策定することができることとなっている。また、当該協議会の構成員について、同法に係る国の基本方針では「タクシー運転者の労働条件

連合長崎「２０１５年度政策制度」に関する要求書（回答）

No.37

要　求　事　項	回　　答
	に関する取り組みについて、協議を行う場合には当該地域を管轄する都道府県労働局又は労働基準監督署（中略）の参画を得ることも重要である」、「地域計画を策定するに当たっては、地域の実情に応じて（中略）運転者の労働条件の改善・向上（中略）ための対策について定めることが求められる」としている。 　これを踏まえ、「長崎交通圏タクシー準特定地域協議会（旧：長崎交通圏タクシー適正化・活性化協議会）」にはタクシー協会、タクシー労働組合のほか、長崎労働局も参画して、タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上も含めて検討し地域計画が策定されているところであり、県としても同協議会に参画していることから注視して参りたい。 （新幹線・総合交通対策課）
⑧　「地域福祉有償運送」と「運転代行業務」について、引き続き「旅客自動車運送事業行為」に当たらないよう、適正な指導と摘発強化を行うこと。 　国土交通省は、平成 24(2012)年 3 月に「安心・安全な利用に向けた自動車運転代行業のさらなる健全化対策」を策定した。今後、白タク・辻待ちなどの根絶にどの程度の効果が発揮されるのか注視しつつ、引き続き、警察や運輸局の取り締まり強化の要請と、代行車両の辻待ち行為の禁止、ツーシーター車両の義務付け等、長崎県としても独自の検討を図ること。	○　運転代行業者に対しては、定期的に業務の適正化、法令順守を指導している。 ・年 2 回の営業所に対する立入指導 ・定期的に協会だよりを発行し、業者へ配布 （１～2 か月に１回発行） ・代行業者の組織化（県協議会の結成） ・年１回の各地区代表者を集めての協議会総会の実施 ・変更届出等各種書類提出時における業者に対する個別指導 ・各種法令違反認知時の行政処分の実施等 （県警　交通企画課）

連合長崎「２０１５年度政策制度」に関する要求書（回答）

No.38

要　求　事　項	回　　答
⑨　タクシー駐車ベイ・トラック駐車ベイの増設を行なうこと。 　既存のベイには一般車の駐車が著しく、ベイ自体の機能を果たせていない場所も散見される。渋滞緩和、事故防止、作業効率等の観点から広報や啓発活動を強化されるとともに違法駐車の摘発に努められたい。 　また交通施設整備を促進し電停・バス停から全ての利用者が円滑に移動や乗換ができるタクシー駐車ベイの新設など、公共交通網としての一体的整備を推進されたい。 　またトラック駐車ベイの増設について、長崎市西坂町（第一生命ビル前）および新大工町（馬町交差点から玉屋前）について、昨年度の要求・再要求に対し「歩道幅員の確保の観点から早急な対応が困難」、かつ「地元からの要望や協力が不可欠」であるとの回答であったが、地元住民・関係事業者の声を広く集約し、整備実現に向けた積極的な取り組みを行うこと。	○　タクシー・トラック駐車ベイにおける違法駐車については、その行為がタクシー・トラックの業務に支障を来たすことから、引き続き取り締まりを実施するとともに関係各機関と連携しながら違法駐車の抑止、排除に努めてまいりたい。 （県警　交通指導課）
⑩　長崎空港のタクシー迎車スペース確保について、昨年の要求に対する長崎空港からの回答を示すとともに、引き続き長崎県より長崎空港に対し要請すること。 長崎の玄関口にあたる「長崎空港」のタクシー迎車について、現状は空港駐車場またはバス待機場所に駐車し、お客様を迎えに行く状況である。昨年度は、迎車スペースの設置要望に対し長崎県より長崎空港事務所へ伝えるとの回答であったが、昨年の長崎空港からの回答について示すとともに、引き続き設置に向けた働きかけをお願いす	○　「現在、長崎空港ビル前駐車スペースは空港連絡バス、身体障害者用スペース、一般車両の降車専用スペース、タクシー待機スペース等、狭隘のためタクシー迎車専用の駐車場を設置することは出来ません。何卒、長崎空港の現状をご理解いただきますようよろしくお願いいたします。」 　空港管理者である長崎空港事務所の回答のとおり、長崎空港ビル前駐車スペースへのタクシー迎車専用の駐車場を設置することは出来ないとのことである。 　昨年度の回答にも記載したとおり、長崎空港内にタクシー待機場所は別途設置されている為、タクシー協会内で調整を図っ

連合長崎「２０１５年度政策制度」に関する要求書（回答）

No.39

要　求　事　項	回　　答
る。	ていただきたい。 （新幹線・総合交通対策課）
⑪　交通運輸産業の人材不足に歯止めをかけるため、長崎県として具体的な施策を行うこと。 交通運輸産業は行き過ぎた規制緩和から運賃・料金の低下に拍車がかかり、同時に賃金をはじめとした諸労働条件の引き下げに繋がっている。 また産業の性格上、特殊な免許を有する職種が多いこと等もあって、それぞれの会社だけでは人材を確保することが困難な状況が続いている。魅力ある交通運輸産業の構築はもとより、安全・安心した働きやすい就業整備等の指導を行われるとともに人材不足への対策を講じること。 また、2007 年 6 月より免許制度（中型免許・大型免許）の大幅な改正などによって、新入社員の雇用時には免許を取得させることが出来ず、一企業としての教育や免許取得時の費用が大きな負担を強いることとなってため、資格取得に対する補助金の新設等の対策を講じること。 加えて、福岡県では高等学校と自動車学校が連携し、自動車学科の生徒を対象に運行管理者資格取得の講座を開催しており、長崎県においても専門校（自動車科や自動車専攻科）の導入などの独自な対策を講じること。	○　トラック事業、バス事業及びタクシー事業は、地域の移動手段の確保を支える重要な社会基盤であり、今後、人口減少が進んでいく中、交通運輸産業の労働力の確保が今後の課題であることは認識している。 国土交通省においては、自動車局内に「自動車運送事業等の人材の確保及び育成に向けたプロジェクトチーム」、「トラック産業の健全化・活性化に向けた有識者懇談会」、「バスの運転者の確保及び育成に向けた検討会」を立ち上げ、必要な対策について検討を行い、平成２６年７月にとりまとめ・整理がなされている。 県としては、今後の国の具体的な施策の動向も踏まえながら、事業者等が実施する人材の確保・育成の取組を支援して参りたい。 （新幹線・総合交通対策課） ○　他県の自動車学科における資格取得の主なものは、３級自動車整備士の資格となっており、企業が求めるディーラー整備は、２級整備士の資格となることから、卒業後に高技専や専門学校、専攻科に進学して資格取得が可能となる。現在、本県には公立の工業高校に自動車学科の設置はなく、自動車学科の新設及び専攻科を開設するためには、教職員配置や実習施設の整備など、多額の予算が必要と考えられる。また、既に佐世保実業高校に自動車関係学科と専攻科が設置されており、新たに公立で新設するまでの中学生の進路希望者は見込めない状況である。 （総務課、県立学校改革推進室）

連合長崎「２０１５年度政策制度」に関する要求書（回答）

No.40

要　求　事　項	回　　答
	○　私立高校においては、佐世保実業高校に自動車工学科（各学年１クラス）、専攻科（2 年課程１クラス）が設置されている。自動車工学科では、３級自動車整備士の資格しか取れないため、約７割の生徒は専攻科に進学し、２級自動車整備士の資格を取得している。専攻科を卒業した生徒は、主に県内のディーラーに約８割、県外のディーラーに約２割が就職している。 （学事振興課）
⑫　トラック、バス、タクシー等の自動車運送事業の規制緩和後、増加傾向にある違法行為の取り締まりを強化すること。特に、悪質な労働保険・社会保険未加入事業所については、重点的に取り締まること。 規制緩和後トラック、バス、タクシーの競争が激化し、運賃ダンピングが横行するなどコスト競争の激化に伴い、交通事故の増加や、改善基準告示の違反が増加している。特に、労働保険・社会保険を中心に各種保険の納入義務等については企業としての社会的責任を放棄した実態がある。このような違法行為が拡大すれば社会保険制度の崩壊につながり将来不安を招くこととなる。したがって、これらの違法行為を積極的に取り締まり、悪質なものには罰則規定の適用を求める。特に、労働保険・社会保険未加入事業所を重点的に取り締まるよう求める。 　加えて、事業者の法令が順守され交通運輸の安全が担保されるよう、監査要員の増員や監査体制の強化策とあわせて罰則強化と厳格な取り締まりを求める。	○　労働保険や社会保険を管轄しているのは、厚生労働省であるので、長崎労働局に対し本要請があったことをお伝えする。 （雇用労働政策課）

連合長崎「２０１５年度政策制度」に関する要求書（回答）

No.41

要　求　事　項	回　　答
⑬　自動車運送事業において、利用者および従事する労働者の安全確保等の観点から、十分なチェック体制が整えられるよう、監査要員の確保ならびに監査体制の強化を行うこと。 　バス、タクシー、トラック事業においては、利用者の安全確保、サービスの向上、事業者質の向上、公平・公正競争条件の整備等の観点から、現在の監督人員体制では、事業者数を鑑みると対応できない実態となっている。 　事故防止の観点から過労運転の防止はもっとも重要であり、国土交通省は、規制緩和後の事後チェック体制をより確実なものとするため、監査方針（原則無通告）、厚生労働省との相互通報制度の拡充、社会保険未加入状況等の通報制度の創設等、労働基準監督機関等との連携強化による監査等の強化、悪質性の高い事業者への事業停止処分を行う等、処分の厳格化を行ってきた。 　しかし、違反事業者が後を絶たず長時間・過重労働が交通事故を誘発していることから、事後チェック体制の強化と監査要員の増員を図られたい。 　また、デジタルタコグラフ等の機器の設置と一定期間ごとにデータの提出を全事業者に義務付ける電子監査システムを導入し、少なくとも３年に１回、全事業者を監査すると同時に、許可の更新を厳格にするよう国へ働きかけを行うこと。 　同時に、事後チェックだけで管理・監督を行うことは現実的でなく、事前チェックとバランスをとった監査強化策を長崎県と運輸支局として協力しされたい。	○　本要望があったことを長崎運輸支局へお伝えしたい。 （新幹線・総合交通対策課）

連合長崎「２０１５年度政策制度」に関する要求書（回答）

No.42

要　求　事　項	回　　答
⑭　長崎県が管理する有料道路の無料化並びに、料金見直しの検討を行うこと。早期の対応が困難な状況であれば、将来的な無料化または値下げの時期について明らかにされたい。 　県が管理する有料道路について、地域経済への効果や、他交通機関影響などを考慮し、総合的な料金見直しについて検討していただきたい。 　有料道路の中には、県民の生活路線としてかかせないものとなっている道路もあり、また、政府が実施しているデフレ脱却へ向けた政策や消費税増税などによるガソリン価格の高騰や有料道路使用料金の値上げにより、県民にかかる負担は大きくなっている。そうなると有料道路の使用を控える県民も出てくる可能性があり、県内の主要路線での更なる渋滞を引き起こすことも懸念される。 　県民の負担軽減、及び渋滞を緩和させていくために、有料道路の使用料金の引き下げの検討を求める。 　昨年度の要求に対し、「決められた料金徴収期間内に維持管理費等を賄うため、早期無料化並びに値下げは現在困難」との回答であったが、将来的な無料化または値下げの時期について明らかにされたい。	○　県が管理する有料道路の無料化や料金の低廉化を行うことで利便性の向上による地域経済への効果や、渋滞の緩和などが図られるものと考えている。しかしながら、有料道路の制度では、決められた料金徴収期間内において、借入金の返済、並びに維持管理費を賄うような料金設定を行うようになっており、早期無料化並びに料金値下げは、新たな負担増に繋がると考えられ、現在のところ困難な状況にある。 　現計画においては、川平有料道路が平成４０年、西海パールライン平成４１年、ながさき出島道路平成４６年、ながさき女神大橋平成４７年までの料金徴収を行うこととしている。 （道路建設課）

連合長崎「２０１５年度政策制度」に関する要求書（回答）

No.43

要　求　事　項	回　　答
16　人権政策 ①　県民の重要な個人情報が不正取得されることを防止するため、県内の全自治体に対して、戸籍・住民票を第三者が取得した場合に本人へ通知する制度（本人通知制度（登録型））を導入するよう引き続き強く要請すること。 　長崎県内の自治体でも「戸籍・住民票の不正取得」が行われおり、平成23(2011)年11月に逮捕された「プライム事件」で使用された司法書士「佐藤隆」名の不正請求分だけでも全体で73件という調査結果であった。 　現在、本人通知制度を導入している自治体は、平成27(2015)年4月現在、全国で543自治体であり、埼玉県・大阪府・京都府・鳥取県・山口県・香川県・大分県では事前登録型本人通知制度を全市町村で実施をしている。しかしながら、長崎県内市町での導入状況は一つもない状況である。そのような中、昨年長崎県より各市町首長等へ要請をいただいたことに対し、導入への大きな前進になることを期待している。不正に取得された個人情報は、何らかの犯罪に使われる可能性があるため、個人情報の不正取得を防止し、県民の安全・安心を確保するためにも率先して制度の導入を行うよう、引き続き県から県内全自治体に対し、制度の必要性を説明・導入の要請を行うとともに、最大限の取り組みをお願いする。	○　戸籍や住民票の不正取得については、不正に取得された個人情報が身元調査などに使用されることにより結婚差別等の悪質な人権侵害を引き起こしかねないものと認識している。 　本人通知制度は、このような不正取得の防止に一定の効果があるとの認識から、６月に開催した市町人権・同和行政等主管課長会議において制度の概要や導入の意義、九州各県の状況等について説明・周知し、住民票等所管部局との協議等をお願いしたところである。 　さらに、担当部・課長が県下の複数の市を訪問、副市長等へ直接、制度導入の重要性について説明を行った。（諫早・大村・島原・南島原・雲仙・対馬・壱岐の各市） 　また、昨年度、各市町の戸籍・住民基本台帳担当課の協議会（長崎県戸籍住民基本台帳事務協議会）において、本人通知制度についての研究・検討が開始されたところであり、本年も、同協議会において、県から各市町に対し、本制度の研究を加速し、導入に向けて積極的に検討していただくよう依頼をしたところである。 　なお、全国の関係自治体で構成する全国人権同和行政促進協議会を通じて従来から、第三者等から住民票の写し等を請求・取得された場合の本人通知の法制化など、必要な措置を講じるよう要望しており、引き続き国に対して働きかけを進めてまいりたい。 （市町村課、人権・同和対策課）

連合長崎「２０１５年度政策制度」に関する要求書（回答）

No.44

要　求　事　項	回　　答
17. 地域政策 ①　本県ＵＩターン者の受け入れ対策として、住居の確保など、積極的に長崎県独自の人口流出対策を講じること。 　人口流出に歯止めが掛からない長崎県、特に離島地域の人口流出は著しく、人口流出対策は喫緊の課題である。 　「平成 25 年住宅・土地統計調査」によれば、長崎県内の空家は 10 万戸を超え、空家率（２次利用を除く）14.9%にものぼる。特に県内へのＵＩターン者の受け入れ対策として住居を確保するため、今年２月に施行された「空家対策特別措置法」に基づき、長崎県、県内不動産業界(宅地建物取引士等)及び地元市町と連携し、県内空き家の把握と住まいの提供情報を行うとともに、空き家改修等に係る費用の助成など具体的施策を行うこと。	○　都市部からの移住を促進するうえで、住居の確保は最重要課題の一つであり、県では市町と連携した空家バンク制度の充実や、長崎県宅地建物取引業協会及び全日本不動産協会長崎県支部との連携協定により、移住希望者への住宅情報の提供等に取り組んできた。 　平成２６年度には県内市町及び不動産団体、関係団体と連携して、長崎県空家対策協議会を設立し、空き家に対する相談を受け付けるとともに（相談窓口：長崎県宅地建物取引業協会）、市町において国の交付金を活用した空き家調査を順次行っている。 　さらに今年度からは「長崎県移住戦略」を掲げ、住居の確保に関しては、移住者等に対し空き家を活用して賃貸住宅とする際のリフォーム費用の一部支援や市町職員向け空き家研修会（先進事例紹介、国・県の制度説明）の開催等に取り組んでおり、引き続き、不動産業界や市町と連携しつつ、住まいに関する支援に取り組み、本県への移住を促進してまいりたい。 （地域づくり推進課、住宅課）
②　離島地域の航空運賃の引き下げ要請、離島航路の定期運行に向けた支援など、長崎県独自の離島航路・航空路対策を講じること。 　離島の航空運賃は、例えば対馬－長崎及び対馬－福岡の航空路運賃は、島民割引適用では片道 11,000 円超、割引適用外では 14,000 円を超え、飛行時間及び距離は短いものの運賃は福岡－東京、長崎－東京の運賃を上回る場合がある。航空路は離島市民の九州本土に渡るための交通手段として欠かせない	○　離島航空路 　離島航空路の運賃低廉化については、平成８年度より県内の離島航空路全路線において、県が県営空港（壱岐・福江・対馬）の着陸料を減免し、それを原資の一部として、航空会社が離島住民の運賃を割り引く島民割引を行っている。現在、航空会社の運賃割引額が着陸料減免額を大きく超過しているが、引き続き本制度の維持を求めているところである。 　また、国の航空機燃料税の軽減措置

要　求　事　項	回　　答
ものであり、航空運賃の高騰は離島に住むものにとって家計に大きな打撃を与えていると同時に、高い運賃が企業誘致の足かせになっている。また同様に、航路による運賃も陸路での交通手段と比較し、割高な運賃となっている。 　また、地域公共交通としての離島航路についてフェリーをはじめとする定期航路は、日常生活における移動や生活必需品の輸送のための不可欠な交通手段であり、ライフラインとして重要な役割を果たしている。 　離島を多く抱える本県にとって、離島航路・航空路対策は離島活性化の極めて重要な取り組みであり、離島航路および航空路に関する運賃引き下げの要請および、離島航路の定期運行に向けた支援を行うこと。 　あわせて離島航路・航空路を支える職場で働く労働者が、健康・安全に働ける労働環境の整備、生活が保障できる賃金の維持・向上など、将来に渡る人材確保に向けた取り組みを行うこと。	などによる運賃低廉化については、国の離島航空路線維持対策として、本則料金の引き下げ及び離島航空路線に対する3/4の軽減措置が平成28年度まで延長されているが、引き続き低廉化に向けて支援措置の維持拡充を要望していく。 　離島航空路の職場で働く労働環境の改善については、離島航空路を運航している会社の経営安定化のため、人件費等を含む運航費に対する補助を国と同調して行っているほか、県独自の施策として安全整備にかかる補助金や、事業の経営安定等のための融資等も行っているところである。 ○　離島航路 　離島航路においては、県独自の施策として、県内の離島基幹（貨物）航路に使用されている船舶の更新（リプレイス）及び長寿命化（リフレッシュ）に要する経費を補助することにより、補助相当額を運賃低廉化に反映させ、島民の負担軽減及び離島地域の交流人口拡大を図っているところである。 　また、離島航路はしまの人々にとって重要な交通手段であり、日常生活に不可欠な住民の移動手段であるため、離島航路の維持・確保対策として、国の補助制度に加え、県においても離島航路の運航に対する補助を行うとともに、事業の経営安定等のための融資も行っており、離島航路の定期運航に向けた支援を行っている。 　なお、船員の労働環境の改善については、国の交通政策審議会海事分科会船員部会において、今後の船員確保策などの船員施策に係る重要事項や船員法などの船員

連合長崎「２０１５年度政策制度」に関する要求書（回答）

No.46

要　求　事　項	回　　答
	関係法令に基づく事項が審議されているところであり、審議の状況を注視してまいりたい。 （新幹線・総合交通対策課）
③　離島活性化交付金（国土交通省所管）予算枠の拡充を国へ働きかけること。 長崎県は多くの離島を抱え、離島に居住する県民も多くいる。離島活性化交付金は、新産業創出や雇用創出など多くの事業に活用されている。離島経済の活性化に寄与しており、予算枠の拡充を求めるものである。	○　離島活性化交付金については、大変厳しい財政状況の中、昨年末に県及び関係市町で要望を行った結果、平成２６年度補正予算として６億５千万円、平成２７年度予算として前年と同額の１１億５千万円を確保できた。 県では、６月に実施された政府施策要望など、様々な機会を捉えて対象事業の拡大と増額を要望しており、今後も引き続き、国に対して予算枠の拡充を求めていく。 （地域づくり推進課）
④　燃油価格の地域間格差（①全国平均ー長崎県、②長崎県本土ー離島）解消に向け国へ要請するとともに、県としても独自の対策を講じること。 長崎県については通常でも全国平均よりも燃油価格が高い状況となっているため、燃油を欠かせない産業や交通運輸産業への影響は甚大なものとなっている。さらに県内離島については、長崎本土地域よりも燃油単価がさらに高く農林水産業を中心とする離島の産業、交通機関、さらには島民の生活自体が非常に厳しい状況にある。 県内の燃油単価引下げのため国や関係機関への働きかけをおこなうとともに長崎県としても具体的な対策を講じること。	○　燃油価格の上昇は、県民生活や産業に多大な影響を与えるものであり、また、燃油価格の上昇要因は、経済発展の著しい国々の需要量拡大や産油国の不安定な政治情勢、投機資金の原油市場への流入など、世界的規模の諸情勢の変動に影響を受けるものであることなどから、国において対策を講じていただく必要があるものと考えている。 このため、県では、本年６月国に対し、平成２８年度政府施策要望の重点要望項目として「燃油価格高騰対策について」の要望を行っている。 また、燃油価格の高騰は、農林漁業者への影響が極めて大きいことから、本県独自の対策として、施設園芸における省エネ資機材導入に対する助成を行う「輝く園芸産地実現緊急支援事業」や市町が過疎債を活用して、漁業者への燃油費補助を行った場合に助成をする「漁業用燃油高騰対策支援事業」、国の事業により漁業者グループが

連合長崎「２０１５年度政策制度」に関する要求書（回答）

No.47

<table>
<tr><th>要　求　事　項</th><th>回　答</th></tr>
<tr><td>※参考：長崎県内　本土と離島のガソリン価格比較表
（2015 年 8 月、県独自調査）
単位：円
<table><tr><td>全国</td><td>長崎県</td><td>本土</td><td>離島</td></tr><tr><td>138</td><td>146</td><td>144</td><td>175</td></tr><tr><td>下五島</td><td>上五島</td><td>壱岐</td><td>対馬</td></tr><tr><td>171</td><td>174</td><td>172</td><td>181</td></tr></table></td><td>省エネ機器導入を行う場合に上乗せ補助を行う「省エネ転換緊急対策事業」などに取り組んでいる。
本県のガソリン価格等は、全国と比較し高い水準にあるが、その原因として、離島におけるガソリン販売価格が割高となっていることや人件費等を抑え、販売価格を低減することが出来るセルフサービス式の給油所が少なく、価格競争が活発でないことが考えられる。
一方、ガソリン価格等の設定は、独占禁止法上、公正かつ自由な競争である市場原理に基づくものであることとなっており、これを行政側が目安となる額を示し、価格引き下げについて指導することは困難である。このため、毎年、業界団体との意見交換会を実施し、「価格低減化への努力」等の協力依頼を行っている。
また、本土離島間のガソリン価格差の是正については、現在、国の「離島ガソリン流通コスト支援事業」により、支援が行われているが、価格差解消までには至っていないため、抜本的な対策として、国に対して、離島地域における揮発油税等の減免措置を要望している。
（県民協働課、農産園芸課、漁政課、地域づくり推進課、新幹線・総合交通対策課、産業政策課）</td></tr>
<tr><td>⑤　県は「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、産・官・学・金・労・言および地域住民で構成する推進組織を設置し、「長崎県版総合戦略」を策定することとしているが、県内すべての市町に対し同様の推進組織のもと幅広い声を集約し「市町版総合戦略」を策定するよう指導・調整を行うこと。
「まち・ひと・しごと創生法」に基</td><td>○　県では、知事及び県内の市町長で構成する「県・市町スクラムミーティング」や、各市町のまち・ひと・しごと創生担当課長等で構成する「県・市町まち・ひと・しごと創生対策連携会議」を開催し、「まち・ひと・しごとの創生」に関する認識の共有、各種施策の推進における連携を図っているところ。
現在、県内２１のすべての市町におい</td></tr>
</table>

連合長崎「２０１５年度政策制度」に関する要求書（回答）

No.48

要　求　事　項	回　　答
づき、都道府県・市町村は平成28(2016)年３月までに「地方版総合戦略」を策定することが努力義務となっており、その策定にあたっては、産・官・学・金・労・言という幅広い関係者ならびに地域住民の意見を反映することが重要である。人口減少、地域活性化、人材確保など、幅広い分野での課題が山積しており、県は、策定過程で各関係者の意見を十分に反映し地域の実態に応じた実効性のある戦略を策定するとともに、各市町に対しても働きかけをおこなうこと。また、推進組織に労働者委員が参加できていない自治体もあり、推進計画策定過程において労働者の意見を集約できるような仕組みを取り入れること。	て、産学官など、幅広い関係者や地域住民をメンバーとする有識者会議を設置し、地方版総合戦略の策定に取り組んでいるところであり、このうち、１６市町の有識者会議においては、メンバーに労働者代表が含まれている。 ９月２日に開催した「県・市町まち・ひと・しごと創生対策連携会議」においては、県の総合戦略（案）について説明するとともに、市町における有識者懇話会の開催状況や総合戦略の策定状況などについて、情報共有を図ったところであり、また、総合戦略の策定にあたっては、労働者をはじめ、地域の関係者の意見が幅広く反映されるよう依頼したところ。 今後も引き続き、市町との連携を密にして、地域の関係者の意見を十分に反映しながら、各市町の実態に応じた実効性のある戦略づくりを支援していきたい。 （政策企画課）

連合長崎「２０１５年度政策制度」に関する要求書（回答）

No.49

要　求　事　項	回　　答
18. 核兵器廃絶に向けた政策 ①　戦後 70 年を迎え、核兵器廃絶に向けた取り組みをより一層強化すること。 　広島・長崎に原爆が投下され今年で 70 年を迎えたが、世界には未だに 15,700 発(2015 年 6 月：RECNA 公表)もの核兵器（核弾頭）が存在している。今年４月～５月には、ニューヨークの国連本部で 5 年に１度の「核兵器不拡散条約（NPT）再検討会議」が開催されたが、核兵器保有国と非保有国の対立などが鮮明になり、最終合意文書の採択には至らなかった。 　核兵器の廃絶に向け、唯一の被爆国である日本政府は、強いリーダーシップを発揮していかなければならない。そのためにも、県は国に対して核兵器廃絶に向けた取り組みの強化を求めるとともに、戦争を経験していない世代への継承という喫緊の課題に対し、より一層取り組みを強化すること。	○　今年春のＮＰＴ再検討会議は、残念なことに、最終文書を採択することなく終了した。こうした現状を乗り越え、核兵器廃絶を実現するためには、核兵器による被爆の実態について、より多くの人々に理解を深めていただくことが、何よりも大切であると考える。各国の指導者をはじめ、世界中の方々には、是非、被爆地を訪問いただき、肌身を通して原爆の悲惨さや非人道性を確かめていただきたい。 　国に対しては、唯一の被爆国として、核兵器のない世界の実現に向けて、常に、国際社会の先頭に立ち、あらゆる努力を尽くすよう機会を捉えて要請していく。 　また、被爆者の高齢化が進む中、被爆体験を継承するための長崎地域以外の県内市町への被爆講話者派遣や、次代を担う若者たちの人材育成のための大学生を中心としたナガサキ・ユース代表団の国際会議への派遣などに、引き続き、しっかりと取り組んでいきたい。 （国際課）